札幌市告示第2246号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年６月４日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

郵便番号　060-8611　　札幌市中央区北１条西２丁目（札幌市役所本庁舎７階）

札幌市都市局市街地整備部総務課（電話011-211-2555）

２　入札に付する事項

⑴　借入件名及び数量

開発指導課業務用車両（リース）

⑵　借入件名の特質等

別紙仕様書のとおり

⑶　納入期日及び借入期間

ア　借入期間　令和８年８月１日から令和13年７月31日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

イ　納入期日　令和８年７月31日（金）17時15分まで

⑷　引渡場所

発注者の指定する場所（札幌市内）

⑸　入札方法

賃貸借に要する一切の経費を含んだ月額（１月当たりの賃料）で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑶　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑷　令和７・８年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑹　仕様書に示す同等条件で入札する場合に、物品請求課で確認した同等・規格確認書を提出できる者であること。

(7) 本告示に示した物品の納品が十分に可能な者であること。
(8) 業務を担当する事務所（本店・支店）が札幌市内にあること。

4　入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記１に同じ。

(2) 入札書の受領期限
令和８年６月15日（月）９時30分必着

(3) 開札の日時及び場所
令和８年６月15日（月）10時00分
札幌市役所本庁舎７階市街地整備部小会議室（札幌市中央区北１条西２丁目）

(4) 入札書の提出方法
入札書は、別紙１の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5　入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　　免除

(3) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　　要

(6) 最低制限価格の設定　無

(7) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。